

○三重県市町村職員共済組合貯金規則

〔昭和46年2月26日〕
三職共規則第6号

改正

昭和48年2月28日三職共規則第1号
昭和49年5月29日三職共規則第8号
昭和50年2月21日三職共規則第4号
昭和51年9月13日三職共規則第4号
昭和53年2月24日三職共規則第2号
昭和54年9月4日三職共規則第7号
昭和55年4月25日三職共規則第4号
昭和56年9月4日三職共規則第7号
昭和58年2月23日三職共規則第2号
昭和59年9月19日三職共規則第5号
昭和61年2月25日三職共規則第2号
昭和62年2月28日三職共規則第3号
昭和62年8月5日三職共規則第11号
平成元年9月1日三職共規則第4号
平成2年5月28日三職共規則第3号
平成3年2月25日三職共規則第1号
平成5年2月26日三職共規則第2号
平成5年9月27日三職共規則第8号
平成6年2月24日三職共規則第3号
平成7年2月23日三職共規則第1号
平成7年9月25日三職共規則第11号
平成15年2月24日三職共規則第1号
平成17年2月23日三職共規則第2号
平成19年2月20日三職共規則第3号
平成21年2月25日三職共規則第4号
平成29年2月22日三職共規則第3号

昭和49年2月23日三職共規則第3号
昭和49年10月11日三職共規則第9号
昭和51年2月26日三職共規則第2号
昭和52年12月26日三職共規則第4号
昭和54年3月3日三職共規則第2号
昭和55年2月26日三職共規則第2号
昭和56年2月25日三職共規則第2号
昭和57年6月1日三職共規則第4号
昭和59年2月23日三職共規則第2号
昭和60年2月22日三職共規則第2号
昭和61年9月4日三職共規則第6号
昭和62年6月2日三職共規則第9号
昭和62年11月19日三職共規則第12号
平成2年2月26日三職共規則第2号
平成2年11月20日三職共規則第6号
平成4年2月27日三職共規則第1号
平成5年6月2日三職共規則第4号
平成5年11月26日三職共規則第9号
平成6年9月9日三職共規則第7号
平成7年5月29日三職共規則第7号
平成11年9月27日三職共規則第9号
平成16年2月24日三職共規則第2号
平成18年2月21日三職共規則第1号
平成20年2月22日三職共規則第2号
平成27年2月19日三職共規則第1号

（目的）

第1条 この規則は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項第3号及び三重県市町村職員共済組合法第39条の規定に基づき、簡易で有利な貯金により、組合員の経済生活に寄与することを目的とする。

第2条 削除

（経理）

第3条 この規則に定める組合員の貯金に関する経理は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年9月8日総務府・文部省・自治省令第1号）に定めるところによる。

2 理事長は、地方公務員等共済組合法施行規程及びこの規則に定める帳簿などを整備し、常に貯金の受入れ及び払出しの状況を明らかにしておかなければならぬ

い。

（貯金の種類）

第4条 貯金の種類は、普通貯金とする。

（貯金の預入額等）

第5条 貯金は、預け入れ払出しとも自由とし、預入額は、毎月1,000円以上1,000円単位とする。

（貯金の利息等）

第6条 貯金の利息は、年1.14パーセントとする。ただし、金融情勢の変化により一般金利に変動が生じたときは、利率の改定をすることができる。

（貯金利息の計算及び繰入れ等）

第7条 貯金の利息は、毎年3月及び9月の末日に計算し、翌日元金に繰入れるものとする。

2 貯金の利息の計算は、月及び100円を単位として計算する。この場合において、利息に1円未満の端数が生じたときはこれを切捨てる。

（利息計算の期間）

第8条 貯金の利息は、組合が受入れた日の属する月の翌月（前条第1項の規定により元金に繰入れた額にあっては、繰入れた日の属する月）から、払出し又は解約の日の属する月までの期間について計算する。

（貯金の申込手続）

第9条 貯金を利用しようとする者は、貯金利用申込書に署名押印のうえ、所属所長を経由して組合に申し込むものとする。

2 前項の場合において、所得税法（昭和40年法律第33号）第10条第1項の規定の適用を受けようとする者は、同条に規定する非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申込書を、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3条第1項の規定の適用を受けようとする者は、同条に規定する利子所得の源泉分離課税の選択申告書（以下「選択申告書」という。）をあわせて提出しなければならない。

3 貯金の利用者は、非課税貯蓄限度額、課税区分、住所、氏名及び印鑑を変更しようとするとき、又は印鑑を紛失したときは、変更等申込書並びにその内容に応じて所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第39条の2、第41条及び第43条の規定による非課税貯蓄限度額変更・異動・廃止申告書及び非課税貯蓄申込書又は選択申告書を添え、所属所長を経由して組合へ提出しなければならない。

（貯金の払込み）

第10条 前条の規定により貯金の申込みのあったときは、所属所長は、その組合員の給料支給日においてその組合員から貯金額を取りまとめ、一括して払込通知書により組合の貯金経理の口座に払込むと同時に、組合員別貯金預入異動明細書2通を組合へ送付するものとする。

2 組合は、所定の手続きにより、毎月、組合員の貯金残高明細表を所属所長に送付しなければならない。

（控帳の交付）

第11条 組合は、前条第1項により払込みのあった組合員に対し、控帳を所属所長を経由して当該組合員に交付しなければならない。

（払出し又は解約）

第12条 貯金の一部払出し若しくは解約をしようとする者は、貯金払出請求書又は貯金解約請求書に所定事項を記入し、所属所長に提出するものとする。

2 所属所長は、前項による請求書の提出を受けたときは、第10条第2項の規定による貯金残高明細表と照合し、証明印を押した後、組合に送付するものとする。

3 組合は、前項の払出しの請求書を受けたときは、別に定める期日に当該組合員に送金するものとする。

4 貯金の一部払出金額は、5,000円以上5,000円単位とする。

（積立て及び払戻し口座の順序）

第12条の2 貯金口座は、1口座とする。ただし、第9条第2項の規定により非課税貯蓄申告書の提出のある場合において非課税限度額を超える場合には、課税口座を設け、課税口座へ積立てるものとする。

2 前項の課税口座の新設及び解約は、非課税限度額を勘案して組合で処理する。

3 非課税口座及び課税口座を有する者の払戻しについては、課税口座、非課税口座の順序に従い払戻しをするものとする。

（印鑑）

第13条 貯金払出請求書、貯金解約請求書に使用する印章は、第9条に規定する貯金利用申込書に押したものと同一のものでなければならない。

（所属所の異動）

第14条 貯金を利用している組合員が他の所属所へ転出したときは所属所長はただちに加入者異動報告書を作成して、必要な書類を添付して新所属所長へ送付するものとする。

2 新所属所長は前項による書類の送付を受けたときは当該加入者異動報告書の必

要事項を記入調整して所定の一部を組合へ提出するものとする。

（運用）

第15条 貯金は、地方公務員等共済組合法施行規程により、安全かつ効率的に運用するものとする。

（決算利息計算書）

第16条 組合は、第7条に規定する利息計算のつど、組合員別の貯金残高及び利息を記入した決算利息計算書を、所属所長を経由して、組合員に交付しなければならない。

（所属所長の取扱事項）

第17条 この規則に基づく市町村の事務の取扱いは、所属所長において行うものとする。

（実施細目）

第18条 この規則に定める諸様式及びこの運営に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項に定める退職積立貯金の調整金は、施行の日から6月間は徴収しない。
- 2 三重県市町村職員共済組合貯金規則（昭和37年12月10日三職共規則第7号。次項において「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、旧規則による貯金の預入れ、払出し、解約については、この規則による預入れ、払出し、解約とみなす。
- 4 貯金の申込手続については、昭和60年7月1日から当分の間、第9条第1項中、「貯金を」とあるのは「普通貯金を」と、「貯金の種類ごとに」とあるのは「普通」として、同項の規定を適用する。

附 則（昭和48年2月28日三職共規則第1号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、施行日前に利用申込し、かつ、払込を開始した目的積立貯金については改正前の旧利率を適用する。

附 則（昭和49年2月23日三職共規則第3号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、施行日前に利用申込し、かつ、払込を開始した目的積立貯金については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年5月29日三職共規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年10月11日三職共規則第9号）

この規則は、公告の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。ただし、この規則の適用日前に利用申込し、かつ、払込を開始した目的積立貯金については、改正前の旧利率を適用する。

附 則（昭和50年2月21日三職共規則第4号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、施行日前に利用申込し、かつ、払込を開始した目的積立貯金については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年2月26日三職共規則第2号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、施行日前に利用申込し、かつ、払込を開始した目的積立貯金については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年9月13日三職共規則第4号）

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年12月26日三職共規則第4号）

この規則は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月24日三職共規則第2号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月3日三職共規則第2号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年9月4日三職共規則第7号）

この規則は、昭和54年10月1日から施行し、改正後の第6条の規定は、同日以後の期間について計算する利息について適用する。

附 則（昭和55年2月26日三職共規則第2号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月25日三職共規則第4号）

この規則は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則（昭和56年2月25日三職共規則第2号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年9月4日三職共規則第7号）

この規則は、昭和56年10月1日から施行し、改正後の第6条の規定は、同日以後の期間について計算する利息について適用する。

附 則（昭和57年6月1日三職共規則第4号）

この規則は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の第6条の規定は、同日以後

の期間について計算する利息について適用する。

附 則（昭和58年2月23日三職共規則第2号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行し、改正後の第6条の規定は、同日以後の期間について計算する利息について適用する。

附 則（昭和59年2月23日三職共規則第2号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月19日三職共規則第5号）

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月22日三職共規則第2号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、改正後の規則第7条及び第8条の規定は、昭和60年3月31日に計算する利息から適用する。

附 則（昭和61年2月25日三職共規則第2号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年9月4日三職共規則第6号）

この改正は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月28日三職共規則第3号）

この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月2日三職共規則第9号）

この改正は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（昭和62年8月5日三職共規則第11号）

- 1 この規則は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 改正前の規則に基づく目的積立貯金については、施行日の前日の残高について規則第7条の規定による利息計算を行い、その元利合計額を施行日に普通貯金に繰入れるものとする。

附 則（昭和62年11月19日三職共規則第12号）

この改正は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則（平成元年9月1日三職共規則第4号）

この改正は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成2年2月26日三職共規則第2号）

この改正は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年5月28日三職共規則第3号）

この改正は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成2年11月20日三職共規則第6号）

この改正は、平成2年12月1日から施行する。

附 則（平成3年2月25日三職共規則第1号）

この改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年2月27日三職共規則第1号）

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月26日三職共規則第2号）

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月2日三職共規則第4号）

この改正は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成5年9月27日三職共規則第8号）

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（平成5年11月26日三職共規則第9号）

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年2月24日三職共規則第3号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月9日三職共規則第7号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年2月23日三職共規則第1号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年5月29日三職共規則第7号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年9月25日三職共規則第11号）

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成11年9月27日三職共規則第9号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成15年2月24日三職共規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月24日三職共規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月23日三職共規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月21日三職共規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月20日三職共規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月22日三職共規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月25日三職共規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月19日三職共規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月22日三職共規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。